

民間事業者も

マイナンバーを取り扱います

法人には、13桁の法人番号が割り当てられます。また、社会保険、源泉徴収などの手続きのため、従業員のマイナンバーを取得・管理する必要があります。マイナンバーの管理に当たっては、特定個人情報保護委員会が策定するガイドラインを踏まえた対応が必要です。

▼ガイドラインについて詳しくは特定個人情報保護委員会のサイトをご覧ください。

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

▼法人番号について詳しくは国税庁のサイトをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/index.htm>

マイナンバー制度のスケジュール

10月～

- 10月下旬以降、住民票（10月5日現在）の住所に通知カードを郵送（マイナンバーを通知）
- 個人番号カードの申請受け付け開始（通知カード受領後）

※企業は従業員にマイナンバーの提示を求められます。



平成28年
1月～

- 各種手続きでマイナンバーを記載
- 個人番号カードの交付開始

平成29年
1月～
(予定)

- 国の機関での情報連携開始
 - 個人用サイト（マイナポータル）の運用開始
- 自宅のパソコンなどから、行政機関の間でマイナンバーを使った情報のやりとりを確認できるようになります。

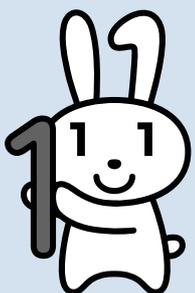


平成29年
7月～
(予定)

- 道や市などを含めた情報連携開始
- 各種手続き時の提出書類が削減

マイナンバー制度は安心・安全な仕組みです

マイナンバー制度では、個人情報の適切な取り扱いについてさまざまな保護措置が講じられます。まず、マイナンバーは法律によって利用範囲が厳しく制限され、社会保障と税の分野以外では利用することができません。また、個人情報は国が一括して管理するのではなく、これまで通り各機関がそれぞれ持ちます。さらには、国の第三者機関が監視・監督を行い、不正利用などに対しては厳しい罰則が科せられることになっています。



マイナちゃん
(マイナンバーキャラクター)

今後、私たちの生活になくならないものになりますので、制度についての正しい理解をお願いいたします。

この制度は、本当に困っている方に必要な給付や適切な支援を実現し、税の負担を公平・公正化するための新しい社会の仕組みとなるものです。

ご自身のマイナンバーをご確認ください。

10月から、皆さんのお手元にマイナンバーが記載された通知カードが届き、平成28年1月からは、社会保障と税の手続きの際、窓口などでマイナンバーの記載が必要となります。まずは通知カードを確実に受け取り、

マイナンバー
制度への
正しい理解を

いよいよマイナンバー制度がスタートします。